



社労士

# やまなし

## 案 内

- ◇ 新年のご挨拶 ◇ 社労士会セミナー ◇ 業務研修会
- ◇ 関東甲信越地域協議会秋季定例会議報告 ◇ 社労士賠償責任保険
- ◇ 社労士会 ADR 研修会 ◇ 国民の日相談会 ◇ 社労士推進月間
- ◇ 士会合同無料相談会 ◇ 行政等から ◇ 事務局だより
- ◇ つれづれなるままに ◇ グループ研究会 ◇ 親睦ゴルフコンペ
- ◇ ニューフェイス登場 ◇ 今後の予定 ◇ 会員の動き

発行 山梨県社会保険労務士会  
 山梨県甲府市酒折 1-1-11  
 日星ビル 2F  
 TEL (055) 244-6064  
 FAX (055) 244-6065  
<http://www.y-sr.com>  
 発行人 石原嘉彦



「富士山と太陽」



## 新年のご挨拶

山梨県社会保険労務士会  
会長 石原嘉彦

明けましておめでとう御座います。  
 会員の皆様には、のどかな新陽に恵まれた新しい年を健やかに迎えられたことと、謹んで壽ぎ申し上げます。

旧年を顧みますと、第8次社労士法改正に伴う対応策を始め、受託事業や

関係団体との協力関係も、着実に推進することが出来た一年間であったかと思えます。

これも一重に会員の皆様の深甚なる御支援の賜物と心から御礼申し上げます。

本年は、これから申し上げます事案を一年を通しての課題として取り組む必要があると考えます。

まず、マイナンバー制度の利用拡大についてであります。

本年1月から年金事務所におけるマイナンバー制度の利用が開始されましたが、その利用範囲は順次拡大され、7月には「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)の本格運用も決定しています。

こうしたマイナンバーの利用範囲やマイナポータルの利用の拡大が社労士業務にどのような影響をもたらすかを検討することは喫緊の要事であります。

このための、状況把握等については万全を期したいと考えます。

次に、社労士制度創設50周年記念事業についてであります。  
 明年、平成30年は昭和43年に社会保険労務士制度が創

設されて50年の節目を迎えます。本年はこれを祝慶しての記念事業の実施に向けての準備体制を整える必要があります。山梨会として、どの様な規模・内容で行うかを会員の皆様のご意見等を参考にして検討して参りたいと考えます。

最後は、社労士の職業倫理についてであります。

昨年は、社労士のブログ等での情報発信が「不適切である」との指摘や非難が厚労省をはじめ多くの人々から寄せられました。

これを受けて、連合会は会長声明や指導指針を策定等して、不適切な行為の防止について、全会員に対して、その周知に努めた事は、ご案内の事と存じます。

表現の自由や営業の自由は憲法で保障されている国民の権利であります。しかし、その意味を履き違えての権利行使により、他人の権利が侵害されたり、その恐れがある場合は、職業倫理の観点から、懲戒処分の対象とされます。

国家資格者としての「誇り」持って、自己の行動を自律・自制すること、これが職業倫理の理念であります。

本年も、この理念に沿った「不断の努力」を継続しようではありませんか。

末筆ではありますが、「西年は商売繁盛の歳」とのこと、会員の皆様にとって、実り多い一年になりますことを、心からお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

# 新年のご挨拶



全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
石原嘉彦会長をはじめ、山梨社会保険労務士会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、リオオリンピック・パラリンピックが開催され、日本人選手が目覚ましい活躍を遂げ、日本中が大いに沸いた年となりました。

一方で、熊本及び鳥取で発生した地震をはじめとする大規模な自然災害が各地で相次ぎました。また、本年 3 月には東日本大震災発生から 6 年が経過することとなります。被害にあわれた皆様及びご関係の皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。私ども社労士は、引き続き被災地の復興支援に取り組んでまいります。

さて、社労士制度は来年で創設 50 周年を迎えます。昭和 43 年 12 月 2 日に同法が制定されてから今日に至るまで、連合会は、都道府県会と会員の皆様とともに、「労働社会保険諸法令の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」国家資格者としての社会的使命を果たすべく、様々な政策に取り組んでまいりました。

そのような中で、昨年は、私が会長就任時に設置しました社労士制度推進戦略室の「5 つの柱」に即した各種事業において大きな成果が生まれています。

ビジネス業域の拡大に関しては、医療、介護、保育等の成長分野において社労士が活躍するための研修の充実や建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との

連携事業の強化を図るとともに、社会貢献活動では、平成 27 年度に全国で合計 453 校において社労士が出張授業を行う学校教育事業を展開いたしました。

更に、マイナンバー制度に対応した「SRP II 認証制度」の新設やサイバー法人台帳 ROBINS を活用した経営労務診断サービスの普及に向けた各種政策等、全国で活躍する社労士の皆様をサポートする事業を推進してまいりました。

また、国際化事業に関しては、厚生労働省をはじめとする関係機関並びに国際労働機関 (ILO) 及び独立行政法人国際協力機構 (JICA) 等の国際機関・団体との連携強化に注力し、今般、インドネシア政府の要望により、JICA「社労士・日本型徴収システムモデル」パイロット・プロジェクトが試験導入されることとなりました。

このような取組と並行し、連合会は、社労士の品位を保持し、国民の皆様の信頼を獲得するための活動として、社労士による不適切な情報発信行為に関し、都道府県会の協力を得て、指導を強化してまいりました。今般、本取組の一環として、『「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」を理解するために』を作成し、『月刊社労士』平成 28 年 12 月号に同封いたしておりますので、ご一読いただきたく存じます。

連合会では、本年もこれらの施策を継続しつつ、来年迎える「社労士制度創設 50 周年」という大きな節目とさらにその先を見据え、都道府県会並びに会員の皆様と一致団結し、新たな時代に社労士制度が飛躍的な発展を遂げるための各種の事業に取り組んでまいりますので、皆様におかれましては、ますますのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶



全国社会保険労務士政治連盟  
会長 堀谷 義明

新年にあたり年頭のご挨拶を申し上げます。

山梨県社会保険労務士会の会員の皆様におかれましては、平素より全国政連の運営にご理解ご協力を賜り厚くお

礼申し上げます。

東日本大震災からまもなく 6 年が経過しますが、昨年とも異常気象により、全国各地で甚大な災害が発生しました。特に地震災害においては、4 月の熊本地震をはじめ、鳥取でも大規模な地震が起きました。また、台風の活動も活発で日本各地で水災に見舞われました。自然の脅威にはただただ非力ではありますが、被災された方々に一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

昨年は第 24 回参議院議員通常選挙が行われました。ご承知のとおり、初めて 18 歳以上の人に投票権が与えられ、

一票の格差は正のため議員定数の調整がなされるなど、新しい試みがなされました。その中で、第二次安倍内閣は雇用の循環と保育・介護への注力を示した「一億総活躍社会」の公約を掲げ、着実に票を伸ばし、与党で過半数を超える議員定数を獲得いたしました。結果としては、平成 26 年の第 47 回衆議院議員総選挙の自民党・公明党が果たした過半数の議席獲得を今回の選挙でも果たすこととなりました。

全国政連の推薦候補者においては、選挙区 49 名、比例区 8 名、総勢 57 名の方々が当選を果たされました。国政の場に社会保険労務士制度に理解が得られる国会議員がこれだけ誕生できたのは、ひとえに都道府県社会保険労務士政治連盟の役員をはじめ会員の皆様のおかげであり、猛暑の中、ご多用中にもかかわらず一方ならないご支援をいただき改めて厚く御礼申し上げます。

加えて、常在戦場の意識を持って、如何なる時に衆議院の解散・総選挙になろうと、迅速に対応ができるように準備が必要であると考えています。都道府県政連におかれましては、引き続き「1 人 10 人紹介運動」を柱とした支援体制を整えていただきますようお願い申し上げます。

多くの関係方皆様から実現に際しまして多大なご尽力を

賜りました第8次社会保険労務士法改正の成立から2年以上が過ぎました。今後は社会保険労務士制度の更なる発展に向けて準備を進めていきたいと思う次第です。昨年の定期大会等で皆様からいただいた貴重なご質問やご意見を基に、社会保険労務士制度への見識を深めることと制度改善に向けての新たな着想を得るために社会保険労務士法の勉強会を設置いたしました。今後も社会保険労務士制度がより国民の皆様の様々な生活環境に資することが出来るよう、慎重かつ建設的な議論を重ねながら検討をして参ります。

本年は全国政連が設立されてから40周年を迎える年となります。そして、更に翌年にはいよいよ社会保険労務士

法定年の年から50周年を迎えます。全国政連の誕生目的は、社会保険労務士制度が国民生活に深く携わる重要な制度であることから、制度の強化と充実を図っていくこととあります。今後も、国家の信頼と国民の負託に応え、社会保険労務士の更なる社会的地位の向上を図っていかねばならないと思う次第です。都道府県社会保険労務士政治連盟の皆様とはこれまでも増してより一層、連携を密にして参りたいと思っておりますので、ご理解ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって幸多き一年となりますことを祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

## 年頭の御挨拶

山梨労働局長

能 坂 正 徳



新年明けましておめでとうございます。山梨県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、平素より労働行政の推進に御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢は、昨年10月の有効求人倍率が1.25倍と平成9年3月以来の水準なるなど改善が進みました。このような状況の中で、求人と求職のマッチングの向上や正社員求人確保などに取り組んでまいります。

また、昨年の死傷災害は、前年同期比で1.6%減少(速報値)となっていますが、第12次労働災害防止計画の最

終年を迎え、目標達成に向けて、各種対策を推進してまいります。

さらに、昨年10月発効の山梨県最低賃金759円を始め、改正法令の周知と履行確保に取り組んでまいります。特に女性や高齢者など全ての方々活躍できる社会の実現を目指し、御賛同いただきました「やまなし働き方改革共同宣言」の「輪」を更に広げ、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進、多様な働き方の実現などに向けて取り組んでまいります。

山梨労働局では、本年も職員一丸となって、総合的な施策を展開してまいりますので、引き続き、格段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴会のますますの御発展と会員皆様方の御多幸、御繁栄の年でありますよう祈念申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 社労士会セミナー開催

平成28年10月28日、県立文学館講堂において「過重労働と残業手当・ハラスメント対策」と題した、経営者のための社労士会セミナーが開催された。講師は昨年引き続き巨摩支部の加藤里美会員であった。当日はあいにくの雨だったが、企業の総務、人事担当など一般の参加者87名、会員38名、合計125名の参加があった。

今回は「誰もが活き活きと働く職場であるために」をコンセプトとし、連合会発行のテキストの他に独自のテキストも使用し、丁寧な語り口調での講義が行われていった。

セミナーではまず初めに労働時間、割増賃金について法的根拠を基に解説がなされた。変形労働時間制や割増賃金の計算について、また、労働基準監督署の監督・指導の内容や現状についても触れ、賃金を適法に支払うことの重要性を訴えた。

続いての過重労働対策では、労働時間とストレスの関連、睡眠とストレスの関連など厚生労働省の統計資料を基にこれらの関係性が解説された。さらに時間外労働の削減には、

現状を分析し、業務改善のPDCAの実施や、残業代を減らしたくないと思う従業員もいることから賃金水準維持の仕組みの構築が必要であり、そしてこれらを実行するには年単位での時間をかける覚悟も必要であるなど、具体的な対策が挙げられた。さらに最後のハラスメント対策では、その種類や内容についての解説が行われた。

まとめとして、すべてにおいてトップによる強いリーダーシップが何より重要であることが強調され、セミナーは終了した。

セミナー後には無料相談会も実施され、労働関係、賃金に関する相談が寄せられた。



## 業務研修会開催

11 月 29 日、びゅあ総合において『『涙を流して感謝された 相談事例集』の解説～見落としされがちな事例紹介～』と題しての業務研修会が実施された。講師は服部年金企画講師であり、年金コンサルタント・社会保険労務士の西倉勝氏であった。

講義では老齢、障害、遺族それぞれの年金相談について実際の事例を紹介いただいた。経験に裏打ちされた正確で実務的な解説は明解であると同時に年金実務の複雑さを実感し、自身がこのケースに直面したときに果たしてこのように導けるだろうかと不安にもなり、西倉先生の偉大さ、実務経験の重要性を感じさせるものであった。

内容は難しい事例ではあるが、そんな講義の中ユーモアも交えて時折挟む経験談は西倉先生の人となりも感じられ、より魅力的な講義になっていた。テキスト通りにただ法令に沿った解説ではなく、人間味あふれる講義と 91 歳とは思え

ないパワフルさ、そして年金相談業務への熱い情熱が全面に出て圧倒される中、2 時間半という時間が過ぎていった。

何度も繰り返される「かゆいところに手が届く、かゆいところを探してまでも（相手のことを思い、親身に相談にのる）」「障害者手帳を持っていたら、必ず障害年金の受給の有無を確認」「未亡人には遺族年金の受給の有無を確認」という心構えが西倉先生のこれまでの実績につながっているのだと感じられた。決して簡単なことではないが、相談業務に携わる際には肝に命じたい。そして情熱をもって業務にあたり、継続してゆくことの素晴らしさを示して下さった西倉先生の講義は参加した会員それぞれの中に何かを残したのではないかと思う。



## 平成 28 年度 関東甲信越地域協議会秋季定例会議報告

平成 28 年 10 月 13 日(木)～15 日(金)

当番地の茨城県つくば市で開催された。当日は一都九県の正副会長、専務理事ら 102 名が集合し、全国連の大西会長を招き、来賓として茨城労働局長代理松田氏、日本年金機構北関東・信越地域第一部長土子氏にご挨拶を頂いた後、大西連合会会長の連合会情勢報告後、会議を開催した。

### 協議事項

- ①茨城会 年金相談委託社労士養成 OJT 研修のための予算の復活について。
- ②栃木会 健康保険料率及び介護保険料率の改定時期を、厚生年金保険料率の改定時期に合わせるよう連合会から厚労省への申し入れを要望。
- ③群馬会 (1)全国健康保険協会から事業者健康診断結果データの取得依頼について。建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との

連携事業の対応等。

- (2)医療労務コンサルタント研修、フォローアップ研修・介護事業労務管理研修等についての取組事例。

- ④埼玉会 「介護労務管理研修会」の取組と業務拡大の方策について。
- ⑤千葉会 運輸業労務管理への取組について。
- ⑥東京会 社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について。
- ⑦神奈川会 成年後見制度の普及、広報活動及び他土業等との連携、情報交換等について。
- ⑧新潟会 業務侵害行為への対応について。
- ⑨山梨会 社労士が労働争議時における団体交渉に関与した事例及び問題点等について。
- ⑩長野会 各単会における会計基準の取扱いと支部の会計について（公益法人会計基準を適用している場合）。

以上が議案ですが、紙面の都合上協議内容は省略します。次期春季定例会当番会、栃木会森田会長の挨拶で閉会した。（担当副会長 望月久雄）

## 社会保険労務士賠償責任保険制度 中途加入のご案内

保険期間 平成28年12月1日午後4時～平成29年12月1日午後4時（1年間）

毎月中途加入（毎月10日必着、補償期間は締切日の翌月1日午後4時～平成29年12月1日午後4時）受付中  
ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**  
引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）（担当）広域法人第二課 ☎03-3515-4153**  
三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とする社会保険労務士賠償責任保険です。詳細は、ご加入後に加入者証とともに送付いたしますが保険約款により、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>  
社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken



# 社会保険労務士制度推進月間

## 無料相談会開催

毎年 10 月は社会保険労務士制度推進月間として全国的に広報活動・事業展開を実施しております。山梨県社会保険労務士会では例年通り各支部において無料相談会を実施しました。また、各会場にてポスターの掲示、チラシの配布も行い、合わせて広報活動も行いました。

- 10 月 16 日(日)  
甲府市役所 4F (甲府支部主催)  
相談件数 4 件
- 10 月 22 日(土)  
ラザウォーク甲斐双葉店 1 階特設会場 (巨摩支部主催)  
相談件数 8 件

- 10 月 22 日(土)  
学びの杜みさか講座教室 1 (峡東支部主催)  
相談件数 1 件
- 10 月 23 日(日)  
河口湖ショッピングセンター BELL (郡内支部主催)  
相談件数 5 件

相談内容では年金に関するものが、相談者の年代としては 40～60 代が多く、やはり年金への関心の高さが伺える結果となりました。予約をして相談に行くほどではないけれど、気になっていた・疑問に思っていたことを気軽に相談してもらえ身近な相談会は意義があると感じられる一日でありました。



甲府支部



峡東支部



郡内支部



郡内支部

## 十士会合同無料相談会が開催される

今回で第 14 回となる十士会合同無料相談会が、さる 11 月 23 日(祝)甲府市総合市民会館において開催されました。今回の当番会は中小企業診断士協会でした。

当会からは、担当の渉外部と正副会長、相談員として清水幸香会員と深澤忍会員が参加しました。

当日の相談件数は、市町村の広報誌、各会の HP、新聞

等を通じての広報活動の効果もあり、全体で 133 件もの相談件数がありました。今回の当会の相談ブースは、他士業と合同になっていましたが、昨年の 2 件を上回る 4 件の相談がありました。ここ数年間は単独でのブースの開催ができませんでしたが、来年は単独でのブースになるのではと期待しています。



### 平成 28 年度十士会合同相談会 相談内容

| 士業名     | 相談件数 | 相談内容 |      |      |      |      |      |     |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
|         |      | 相続問題 | 土地登記 | 成年後見 | クレ返済 | セクハラ | 土地管理 | その他 |
| 司法書士    | 20   | 7    | 7    | 1    | 1    | 1    | 2    | 1   |
| 行政書士    | 2    | 1    | 1    |      |      |      |      |     |
| 社会保険労務士 | 4    | 2    | 2    |      |      |      |      |     |
| 土地家屋調査士 | 7    | 4    | 1    | 1    | 1    |      |      |     |
| 税理士     | 24   | 8    | 6    | 4    | 3    | 1    | 1    | 1   |
| 公認会計士   | 0    |      |      |      |      |      |      |     |
| 弁護士     | 61   | 14   | 13   | 11   | 6    | 7    | 11   |     |
| 不動産鑑定士  | 9    | 3    | 1    | 1    | 2    | 2    |      |     |
| 弁理士     | 2    | 1    | 1    |      |      |      |      |     |
| 中小企業診断士 | 4    | 2    | 1    | 1    |      |      |      |     |
| 合計      | 133  |      |      |      |      |      |      |     |

## 労働局からのお知らせ

### 監督課

(055) 225-2853

### 長時間労働削減を始めとする「働き方改革」 に取り組む事業場訪問について

所定外労働時間の削減、年次有給休暇の計画的付与制度の活用、非正規雇用の労働者の処遇改善及び女性活躍推進法に基づく行動計画の実現などは、これからの事業運営に重要です。このような観点から山梨労働局ではこれまでの意識や働き方を見直す「やまなし働き方改革共同宣言」を5団体、26市町村に呼びかけ賛同を得ています。

「過重労働解消キャンペーン」期間中である11月には、「働き方改革」に取り組むベストプラクティス企業として、上野原市で電子部品を製造する株式会社エノモトを訪問しました。

12月以降は、個別企業を労働局長が訪問し、「やまなし働き方改革共同宣言」への賛同を呼びかけ「働き方」の見直しに向けた取組を行う企業を増やしていきます。

訪問先の企業においては、「やまなし働き方改革共同宣言」への賛同依頼に加え、「働き方・休み方」改善ポータルサイト（下記）に、取組事例の掲載をお願いします。

今後、ベストプラクティス企業にふさわしいと考えられる事業場については、来年度の「過重労働解消キャンペーン」の訪問先とする予定です。

#### ※参考事項

長時間労働の削減などの働き方改革には、「働き方・休み方改善指標」(<http://work-holiday.mhlw.go.jp>)の活用が有効です。

### 年末年始無災害運動における 建設業一斉監督の実施結果について

～114作業現場に対して監督指導を実施、  
違反現場率は昨年より微減～

山梨労働局では、年末年始無災害運動の一環として、平成28年12月1日から12日までの間、管内労働基準監督署(3署)により、県内114の建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施しました。

その結果、42現場において、労働安全衛生法に関する違反が認められたことから、違反事項を是正するよう指導を行ったほか、高さ2メートル以上の作業場所からの墜落防止措置が適切に講じられていないものなど死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反のあった7現場については、当該違反が是正されるまで、立入禁止等の行政処分を行いました。また、元方事業者が関係請負人を適切に指導していないもの、車両系建設機械の取扱いに関するものなど、多数の法令違反が認められました。

この結果とともに、平成28年の死亡災害が全産業で減少している中、建設業においては増加していることから、山梨労働局長が発注機関及び関係労働団体に対し、労働災害防止対策の徹底等について要請を行いました。

当局では今後とも、建設工事現場に対する重点的な監督指導を実施し、労働災害防止対策の徹底を図っていくこととしています。

## 健康安全課

(055) 225-2855

### ◎労働安全衛生規則が改正されました

(平成28年3月31日公布)

法人の代表者等を産業医として選任することは禁止になります（平成29年4月1日施行）

#### check



#### 産業医を選任していますか？

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任しなければなりません。【労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条】

産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。【労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項】

#### check



#### 法人や事業場の代表者を産業医として選任していませんか？

産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。【労働安全衛生法第13条第3項】しかし、産業医として法人や事業場の代表者※が選任されている場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれもあり、適切ではありません。そうした者を選任している場合は早期に改善しましょう。

#### ※法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

(例) 代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長、事業場においてその事業の実施を統括管理する者（事業場代表者）

(例) 病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

### ◎労働安全衛生法施行令が改正されました

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に27物質が追加されます（平成29年3月1日施行<sup>\*</sup>）

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が義務付けられます

- 事業所における【リスクアセスメントの実施】
- 譲渡提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- 譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】

※施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

### ◎ストレスチェック平成28年度助成金の 登録・申請期間が延長されました

#### ◆ 小規模事業場の登録届出

4月1日～11月30日→4月1日～12月28日

#### ◆ 助成金の支給申請

4月15日～1月31日→4月15日～2月15日

ストレスチェック助成金に関するお問合せは、独立行政法人労働者健康安全機構（☎0570-783046）または、山梨産業保健総合支援センター（☎055-220-7020）まで。

行政等から

労働保険徴収室

(055) 225-2852

平成 29 年度 労働保険事務組合 年度更新説明会日程表

労働保険事務組合に対して、平成 29 年度労働保険年度更新業務（総合コンピュータシステムの事務処理を含む）説明会を下記のとおり開催します。

Table with 3 columns: 地区(会場), 開催日, 時間. Rows include 国中地区, 総コン対象事務組合, 郡内地区.

※ 3 月 17 日(金)は、総合 CS 導入の事務組合対象です。

賃金室

(055) 225-2854

山梨県の全ての最低賃金の効力が発生しました

平成 28 年 12 月 24 日に、自動車・同附属品製造業最低賃金が効力を発生し、これにより、山梨県内の最低賃金全ての効力が発生しました。

最低賃金額は次の表のとおりです。

Table with 4 columns: 山梨県最低賃金, 特定最低賃金, 時間額, 効力発生日. Rows include 山梨県最低賃金, 電子部品・デバイス・電子回路, 自動車・同附属品製造業.

[特定最低賃金の適用の範囲]

- 『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』
(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(2) 電気機械器具製造業
(3) 情報通信機械器具製造業
(4) 純粋持株会社
●『自動車・同附属品製造業』最低賃金
(1) 自動車・同附属品製造業

- (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(3) 純粋持株会社
お問合せは、山梨労働局賃金室まで

職業安定課

(055) 225-2857

平成 29 年 1 月 1 日から次の内容が実施または改定されています。詳しくはハローワークへお問い合わせ、山梨労働局又は厚生労働省の HP 等でご確認ください。

◎ 雇用保険の適用拡大について

- 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
○ 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
○ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
※ 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

◎ 高年齢求職者給付金について

◎ 育児休業給付金、介護休業給付金について

◎ 教育訓練給付金について

地方訓練受講者支援室

(055) 225-2861

ジョブ・カードが利用し易くなりました

ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとして平成 20 年から活用が始まりましたが、平成 27 年 10 月から「新ジョブ・カード」として、様式・活用方法等を見直しています。

ジョブ・カードは、「キャリア・プランシート」、「職務経歴シート」及び「職業能力証明シート」で構成されており、求職者や学生だけでなく、企業と求職者を繋ぐ支援ツールとして人材確保・育成等にご活用をお勧めしています。活用例、利用方法等の詳細は、下記の URL でご確認ください。

http://jobcard.mhlw.go.jp ジョブ・カード制度総合サイト
編注)パンフレット(事業主の方へ:同封)を併せてご覧ください。



## 行政等から

## 日本年金機構からのお知らせ

(055) 252-1431

老齢厚生年金等の受給者の皆様へ  
～源泉徴収票の送付について～

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢又は退職を支給事由とする年金(以下「老齢年金」といいます。 )は、所得税法上「雑所得」として課税の対象となります。このうち、老齢年金の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を年金から源泉徴収することになっています。

本年金機構では、所得税が老齢年金から源泉徴収されたか否かにかかわらず、平成28年1月～平成28年12月の間に老齢年金を受給されている方全員に「源泉徴収票」を作成し、平成29年1月中旬～下旬に送付いたします。源泉徴収票は、税務署へ確定申告するときなどに必要となります。 ※なお、障害年金や遺族年金については非課税ですので「源泉徴収票」はありませんのでご注意ください。障害年金や遺族年金から特別控除されている介護保険料額に関する証明は、お住まいの市町村役場若しくは、市町村の介護保険ご担当者にお問い合わせください。

## ★所得税の確定申告について

2つ以上の年金を受けている方、年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合確定申告が必要になります。また、次のいずれかに該当する方は、確定申告することにより税金が還付されることがあります。管轄の税務署又は税務相談室にご相談ください。

- ・生命保険料控除、医療控除などを受けようとする方
- ・扶養親族等申告書を提出していない方
- ・扶養親族等申告書の提出後に扶養親族が増えた方
- ・災害等損失について雑損所得控除を受けようとする方

## ★「源泉徴収票」の再交付について

「源泉徴収票」を紛失、毀損された方には、再交付いたしますので年金ダイヤルまたは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

## ★お問い合わせは「年金ダイヤル」へ!

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

IP電話・PHSからは 03-6700-1165

## (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ

(055) 242-3723

## 65歳超雇用推進助成金のご案内

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成します。(1事業主につき1回限り)

## 導入する制度助成額

- ① 65歳への定年引上げ 100万円
- ② 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止 120万円
- ③ 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入 60万円
- ④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入 80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみを支給となります。

## ●お問い合わせ、ご相談、申請等

各都道府県支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)が窓口となります。

## ●申請様式及び申請方法

詳しく説明した支給申請の手引きを当機構のホームページでご案内をしています。(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)

## 全国健康保険協会(協会けんぽ)からのお知らせ

(055) 220-7750

## 平成28年度被扶養者資格の再確認のご協力ありがとうございました。

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、被扶養者として加入いただいている方の資格を平成28年6月から再確認させていただきました。再確認に伴う「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただきありがとうございました。

## 再確認の結果とその効果

- ・被扶養者から除かれた人  
全国で約7万人(平成28年10月末)
- ・削除による効果  
高齢者医療制度への負担減23億円程度(見込)

被扶養者に異動があった場合は、5日以内に届出をしていただけますよう事業所様へ周知をお願いします。また、喪失後受診を防ぐため、削除となった場合の保険証の添付についても併せて周知をお願いします。

## マイナンバー(個人番号)の取扱いについて

協会けんぽにおけるマイナンバーの利用開始日などにつきまして、以下の通りお知らせいたします。

## ○マイナンバーの利用開始日

マイナンバーの利用開始は、平成29年1月からとなります。マイナンバーが必要となる申請書等には、記入欄を追加しました。

ただし、任意継続被保険者被扶養者(異動)届の被扶養者のマイナンバーは記入が必要ですが、他の申請書等は記入欄があっても記入は任意です。

## ○マイナンバーの提出

従業員やそのご家族のマイナンバーの提出は不要です。加入者の皆様のマイナンバーについては、加入者や事業主の皆様の事務負担を軽減するため、原則として日本年金機構や、住民基本台帳ネットワークから収集を行います。

## ○マイナンバー利用による添付書類の省略(予定)

平成29年7月から、高額療養費などの給付の申請において、非課税証明書等の証明書の添付が必要となる場合に、ご本人様からの申し出によりマイナンバーを利用して添付書類の省略を可能とする予定です。

## 《添付書類の省略が可能となる予定の申請》

- ・高額療養費の申請・高額介護合算療養費の申請
- ・基準収入額適用申請
- ・食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

## ○加入者情報等の情報照会があった場合

平成29年7月以降、他の医療保険者等から加入者情報等の情報照会があった場合、国が準備している情報提供ネットワークシステムを通じて対応を行います。

事務局だより

◆ 理事会報告 ◆

平成 28 年 11 月度理事会

平成 28 年 11 月 5 日(土) 午前 9 時 30 分～

◆ 審議・報告事項

連合会、関東甲信越地域協議会関係、他

- 1 平成 28 年度関東甲信越地域協議会秋季定例会  
10 月 13 日(木) つくば市 会長、副会長が出席。
- 2 「やまなし働き方改革共同宣言」の賛同書提出
- 3 「謝金等支払規程」(HP に掲載)を承認。
- 4 「情報セキュリティ対策研修会」  
10 月 6 日(木) 浜松町東京会館  
石原会長、畠山氏出席

◆ 各部からの審議・報告事項

総務部【報告事項】

- 平成 29、30 年度役員改選 役員選任管理委員会  
・委員：齊藤 武、堀之内幸三、今澤智子、河内司郎  
竹谷理恵、星野智美、若月幹雄の 7 会員

【審議事項】

- 平成 29 年新年互礼会、講演会について(日時を決定)  
・1 月 20 日(金) 午後 2 時～ ベルクラシック甲府

教育・研修部【報告事項】

- 1 社労士会セミナー：125 名(一般 87、会員 38)
- 2 業務研修会 10 月 7 日(金) ぴゅあ総合 26 名  
1)「経営労務診断サービス」講師 加藤正貴会員  
2)「安全衛生優良企業公表制度について」外部講師

調査・広報部【報告事項】

- ・社労士制度推進月間：相談者数(計 18 名)  
峡東：1、郡内：5、巨摩：8、甲府：4

社労士会労働紛争解決センター山梨【審議事項】

申立費用免除期間の平成 30 年 12 月 7 日まで延長を決定。

平成 28 年 12 月度理事会

平成 28 年 12 月 2 日(金) 午後 3 時～

◆ 審議・報告事項

○連合会、関東甲信越地域協議会、その他  
職業倫理に照らし不適切と考えられる社労士紹介ウェブ  
サイトに関して、該当する会員に対応を行った。

◆ 各部からの審議・報告事項

総務部【審議事項】

会員名簿(紙)を 1 月 1 日付で発行する。

教育・研修部【審議事項】

関東甲地方労務管理研修会参加者へ 5,000 円補助を  
決定。

調査・広報部【報告事項】

県民の日無料相談会(11 月 12 日、13 日)

- ・クイズ参加者 12 日 220 名、13 日 180 名 計 400 名
- ・相談者数 12 日 2 名、13 日 5 名 計 7 名

渉外部【報告事項】

第 13 回十士会「無料なんでも相談会」

- ・11 月 23 日(水・祝) 甲府市総合市民会館
- ・社労士への相談は、相談者数 133 件中 4 件
- ・次年度の当番会は、山梨県司法書士会

平成 29 年 1 月度理事会

平成 29 年 1 月 7 日(土) 午前 9 時 30 分～

年金受給資格期間が 10 年に短縮されたことに関して、  
年金事務所から該当者への通知が 2 月から始まる。

- ・WM の研修が予定される。

◆ 各部からの審議・報告事項

役員選任委員会堀之内幸三委員長が、平成 29、30 年度  
役員候補推挙者氏名(理事 13 名、監事 3 名)を発表した。

新役員候補者会議：2 月 14 日(火) 13：30～ぴゅあ総合

総務部【報告事項】

- ・新年互礼会・講演会(研修部と共催)  
1 月 20 日(金) 14：00 からベルクラシック甲府  
研修：社労士事務所における情報セキュリティ対策  
講師 IPA 研究員 鈴木春洋氏  
講演：地震と付き合う  
山梨大学副学長 杉山俊幸氏

- ・事務所レイアウト変更  
次年度予算計上：18 万円

- ・中小企業組合まつりの終了  
平成 28 年 3 月を最後に終了とした旨の通知があった。

経理部【審議事項】

- ・資金の効率的活用の観点から「剰余金の一部を会員に  
還元する案」を提案したが賛同者が無く否決された。

教育・研修部【報告事項】

- ・倫理研修会：2 月 10 日(金) 9：30 から  
対象者：45 名+猶予者 10 名 計 55 名

- ・関東甲地方労務管理研究会  
3 月 9 日(木) 10：00 から 大宮ソニックシティ

渉外部【報告事項】

- ・甲府年金事務所との意見交換会 当会から 5 名参加  
平成 28 年 12 月 20 日(火) 15：00 から 16：15
- ・三士会(弁護士、中小企業診断士、社労士)研究会  
平成 29 年 2 月 9 日(木) 18：00 から 弁護士会館

○社労士会労働紛争解決センター山梨

第 3 回研修会 1 月 21 日(土) 13：30 から 15：30

ぴゅあ総合第二会議室 講師 関本弁護士

○総合労働相談所

総合労働相談所運営規定、細則の制定・見直しを承認。

○学校教育プロジェクト

出前授業を実施した。

# つれづれなるままに

第37回

高橋和彦先生

今号は、巨摩支部の高橋和彦先生に執筆していただきました。さてさて、どんなお話しでしょう？

## 「災害ボランティア」

厳寒の平成24年2月、陸前高田行きの夜行ボランティアバスに飛び乗り、災害ボランティアに関わるようになってもう5年近くになる。今は東北への定期便もなくなり、訪れる回数も減りました。気仙沼の月命日搜索、石巻の漁業支援（養殖ホヤ）のほか、日光（鬼怒川洪水）、地震の熊本、県内では雪害で倒壊したブドウ棚やハウスの片付けなど、思い立った時にぶらっと参加しています。実際のところ、移動時間などもあるから、大したことはやれない。でも、その大したことないことの積み重ねが、知らない誰かの元の生活を取り戻す一步一步になっていくのが、時間の経過とともに分かります。そうして汗をかいた地は思い入れのある地となり、今度は経済的にも応援したくなる（ふるさと納税のような制度もあります）のです。そんな関わり方

が自分に合っているのでしょうか。被災地域でボランティアセンターが立ち上がるとカレンダーとにらめっこ、だんだんソノ気になってきたりします。

活動の基本は、出来る人が出来る時に出来ることをやる。なので、誰でも災害ボランティアになれます。ボランティア保険加入が必須条件。しかし、他に特別なスキルも必要なく、そこに行って手を貸す、何かしたい、と思ったら、まずは一步踏み出すだけです。参加申込み先は、地域社協のボランティアセンターですが、インターネットからの情報発信が整備され、エントリーし易くなっています。経験不問、地域でやる奉仕作業の装備に、少しのお金と時間があれば、もう立派な災害ボランティアになれます。時代が違えば遠方の災害、一生知ることもないし、知らない土地で知らない人と（無償で）活動する、なんてこともきっとなかったでしょう。そんな貴重な経験も、仕事中心な毎日に必ずや役立つ！かは疑問です。そう、行ったのは私。どこまでも自己満足で上等な世界なのです。



～次号は、郡内支部所属の井上龍美先生にバトンがつながります。お楽しみに！～

## グループ研究会 研究発表会開催

平成28年11月17日(木)、グループ研究会第12回研究発表会が、県立青少年センター本館3階第1研修室で開催された。

現在活動を行っている6つの研究会から以下の内容の発表が行われた。

1. 人件費賃金研究会「訪問介護事業所のキャリアパスについて（賃金・人事考課……）」
2. 退職金制度研究会「確定拠出年金制度の改正と企業年金の現状」
3. 人間関係研究会「有期雇用から無期雇用への転換について～改正労働契約法施行5年、準備は大丈夫？～」
4. 労働法研究会「定年後再雇用と労働契約法20条を



どう考える……長澤運輸事件から」

5. 社会保障研究会「成年後見保佐人を受任するまで～その概要と実際～」
6. 年金研究会「被用者年金一元化後の老齢・退職給付の取り扱い事例」

現在、研究会登録者数は46名、延人数69名で、前年度より若干減少しているのが残念であるが、発表会は内容のみならず、その発表スタイルもグループごとに違いがあり、特色ある充実したものであった。

## 社労士会親睦ゴルフコンペ開催

平成28年11月18日金曜日、境川カントリー倶楽部に於いて2組8名の参加によりゴルフコンペが開催された。以前は3～4組位の参加者があったと思われるが、年々参



加者が減少し消滅の危機ではと心配である。又、65歳以上の高齢者が殆どで若年層にも参加して欲しかった。コンパールの説明の後、阪口プレーヤーが始球式を行い一組目からスタートして行った。好天に恵まれ気温もゴルフ日和で、日常の運動不足解消にと、カートに乗らずフェアウェイを早足で歩いて行った。

新ペリアでの優勝者は、伊藤一彦会員(74.4)準優勝者は、前原昇会員(75.8)三位は望月久雄会員(79.4)でした。なお、ベスグロも伊藤一彦会員(84)でした。

入賞者は何れもゴルフキャリアの長い会員で、往年の飛距離は出なくなっても、正確なショットやグリーン周りの寄せやパットなど、大技・小技のスコアメイクの技術力に、衰えがあまり見られない。次回は、多数の皆様方のご参加をお待ちしております。

# ニューフェイス登場

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

## こんな質問をしてみました

- ① 社労士になったきっかけは？
- ② 社労士会に望むことは？
- ③ 今一番熱中していることは？
- ④ 無人島にいくなら何を持っていく？
- ⑤ 座右の銘は？
- ⑥ 自己PRを簡潔にお願いします。

### 金井麻之美 氏 (開業・甲府支部)



- ① 2007 年に社労士試験に合格し、都内の企業で人事として勤務しておりました。昨年、故郷である山梨に戻り、それまでの経験が生かせるような企業人事、労務のポジションを探して就職活動をしておりましたが、この度、甲府の会計事務所様とのご縁があり、社労士として開業するきっかけを与えて頂きました。
- ② 正直、社労士として開業するとは思っていなかったものからです、はじめてのことばかりです。先輩の皆様方とのコミュニケーションを取れる機会があれば、進んで

参加したいと思っております。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

- ③ 熱中、ではないのですが、お恥ずかしながら、今、「車の運転」を頑張っています。大学時代から都内におり、十数年ともに車を運転したことがなかったので、周囲のドライバーに迷惑をかけないように気を付けています。特に山梨のドライバーには、なかなか高度で独特な運転センスを求められますので、渋滞にはまった時は他のどんな時よりも緊張しているかもしれません。(笑)
- ④ どこでもドア、一択です。(笑)
- ⑤ 「一瞬も一生も美しく」  
某化粧品会社のキャッチコピーです。一生は一瞬の積み重ね。日々忙しいとその日一日ですら忙殺されてしまいがちですが、そんなときこそ背筋を伸ばし、一日、一瞬を大切に美しく生きていきたい、という希望から常に心に留めている言葉です。
- ⑥ 明るく笑顔でハキハキとしていて、元気をもらえるよ、とよく言われます。持ち前のキャラクターで周囲を明るくできたらいいなと、いつも思っています。  
何分、社労士としても、山梨で働くことも、初めてなことばかりですので、ご迷惑をおかけすることが多々あるかと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 会員の動き (H28. 10. 1 ~ H28. 12. 31)

### 入会

H28. 10. 1 金井麻之美 (開業・甲府支部)  
あいせ労務管理事務所  
甲府市丸の内 3 - 10 - 19

### 変更

#### 種別の変更

H28. 10. 1 中山 淳 (開業・甲府支部→勤務・甲府支部)  
H28. 11. 1 中村 仁 (開業・巨摩支部→法人の社員・巨摩支部)  
社会保険労務士法人シャイン 代表

#### 事務所所在地の変更

H28. 11. 7 守屋更織  
甲府市大里町 2115 - 16

### 退会 (前号で記載できなかったため今号にて記載)

H28. 8. 1 重森幹成 (郡内支部)

個人会員 176 名 (内訳: 開業 138 名 法人の社員 5 名 勤務等 33 名)  
法人会員 3 法人

## あなたの「取扱業務」をHPに掲載しませんか

当会 HP の「社労士情報」は、昨年 9 月リニューアルの際、情報は引き継ぎましたが、提供方法は、「一覧ページ」から「個々の会員ごとのページ」に変わりました。

また、開業会員が当会 HP を利用して独自情報を発信できる場として「取扱業務」の欄を新設しました。個人で HP をお持ちの会員もこの機会に「取扱業務」の掲載をご検討ください。

「取扱業務」の欄への掲載をご希望の方は、「山梨県社会保険労務士会 HP 掲載事項申告書」をご確認いただき、事務局にお申し出ください。

なお、この申告書は、当会 HP 「会員専用ページ」からダウンロードもできます。

※ (当会 HP トップページの社労士をさがす→地域等からさがす (名前からさがす) →該当者の氏名をクリック→社労士情報)  
(調査広報部・HP 委員会)

## 表紙の写真説明

### 「富士山と太陽」

真冬の河口湖畔で撮影した 1 枚です。  
白く輝く太陽が、水面をてらして、まるで、輝く道が、浮き出ているようでした。  
冬の冷たい空気が、遥か遠くで力強く燃える太陽の輝きを、より美しく魅せていました。(T・R)

## 編集後記

昨年の 1 月発行号の編集後記も担当しました。それから 1 年経ったのかと思うと時間の流れの速さに驚きます。  
子供時代と大人になってからでは、時間の経つ感覚が違うというのは皆さん感じられているのではないのでしょうか。これは「ジャネの法則」というのだそうで、時間の心理的長さは年齢に反比例するというものです。子供は好奇心旺盛で、刺激的な毎日ゆえに濃密なのだそう。ならば大人も、好奇心をもち、毎日をワクワクして過ごせるように努めたら、また違う 1 年になるのかもしれない。  
皆さまにとって充実した良き 1 年となりますよう。(T・H)

編集委員 河内司郎 武井二三忠 竹谷理恵 星野智美  
調査・広報部担当副会長 石原嘉彦

## 今後の予定

- 2 月 10 日(金) 倫理研修会  
(県立青少年センター)
- 3 月 9 日(木) 関東甲信越地域協議会地方  
労務管理研修会  
(大宮ソニックシティ)
- 3 月(詳細未定) 新規入会者・開業準備研修